台風14号 被害に遭われた皆様へ

― 被災者支援制度 ―

県や村の各種支援制度をぜひご利用ください。

罹災証明を発行します

保険請求や各種制度を利用する場合には、被害を受けたことを証明する「罹災証明」が必要になる場合があります。

■受付場所	役場総務課
■受付日時	月曜日～金曜日（祝日・休日除く） 午前８時30分～午後５時15分
■持参するもの	印鑑、被災状況がわかる写真等。
■発行手数料	無料
■問い合わせ先	役場　総務課（TEL. 67－3201）

相談窓口について

台風14号で被災された方々に対し、次のとおり相談窓口を設置しています。どんなことでも結構ですので、総合的な窓口としてご利用ください。

■役場　企画観光課
（TEL.67－3203）

村証明書等の再発行について

村では、台風災害で家屋等が被災し、村が発行する保険証等などを紛失された方々に対して再発行を受け付けています。なお、手続きの際に手数料はかかりませんが、印鑑等が必要です。詳しくは次のところへお尋ねください。

■税務住民課（TEL. 67-3205）
国民健康保険証・老人受給者証・食事減額認定証（申請者のみ）・私の健康手帳（緑色）

■福祉保健課（TEL. 68-7513）
介護保険者・身体障害者手帳・療育手帳・障害者福祉手帳・乳幼児医療受給者証・母子健康手帳・介護保険者証・介護保険者負担軽減認定証・はり、きゅう、あんまマッサージ利用者証・村営バス利用者証・その他、村が発行するもののすべて

使用料及び手数料の減免について

宮崎県では、台風14号災害による被災者支援のため、県に関係する使用料及び手数料の減免を実施します。

■対象者
平成17年９月に来襲した台風14号により罹災した県民

■対象となる手数料等
①使用料　県立高校の授業料など
②証明書等の再交付に係る手数料
一般旅券再発給手数料、運転免許証再交付手数料、その他各種免許及び証明書の再交付に係る手数料

■減免手続
各窓口で市町村発行の罹災証明書により確認

■減免期間
平成17年９月６日
～平成18年３月31日まで

■問い合わせ先
該当する使用料及び手数料の詳細、また手続き先の県担当課については、役場総務課（TEL. 67-3201）までお尋ねください。

税金の減免についてのお知らせ

村の税金（住民税・固定資産税・国民健康保険税）の減免について、次のとおりお知らせします。

■損害程度ごとの軽減・免除の割合
①家屋の損害（保険金額を控除）が災害前評価の２/10以上
←
軽減～免除

②農地や宅地等が流失、水没、埋没、崩壊等により、作付け不能または使用不能となった面積が当該土地の面積の2/10以上
←
軽減～免除
（次年度以降地目変更）

③農作物の減収損失額が平年における収入額の3/10以上
←
所得に応じて軽減～免除

■申請方法
役場税務住民課で、減免申請書の作成が必要となります。被災後の後片づけ等でお忙しいこととは思いますが、お早めに申請されますようお願いします。

■申請期限　10月25日(火)まで

■相談・問い合わせ先
税務住民課（TEL 67-3205）まで気軽にお尋ねください。

住宅金融公庫から台風14号により住宅被害を受けられた方へ

「平成17年台風14号」により被災された皆様方に、心からお見舞い申し上げます。住宅金融公庫では、先日の台風14号により住宅被害を受けられた方へ、住宅の建設・購入資金、補修資金の融資を行います。

■募集期間（災害発生から2年間）
平成19年9月7日まで

■金利
1.80%（平成17年9月13日現在）※公庫融資をご返済中の方は、返済に関するご相談を承ります

■問い合わせ先
詳しくは、住宅金融公庫南九州支店（TEL 096-387-2000）まで

自動車税の災害減免について

浸水被害などにより自動車が滅失または使用不能となり、その自動車に代わる自動車を取得し、下記の要件に該当する場合には、自動車税の減免を受けることができます。

【要件】

■対象者
災害により自動車について損害を受けた者

■減免の条件
浸水被害により自動車が滅失または使用不能となり、その価格が1／2以上の損害（保険金等により補填されるべき金額を除く）を受けた場合で、その自動車に代わる自動車を取得したとき。

■申告期限
災害の止んだ日から60日

■減額される税額
災害を受けた日以降に納期が到来する当該年度分の自動車税の2分の1を減額します。

■問い合わせ先
宮崎県税事務所自動車取得税課（TEL 0985-51-4269）
宮崎県税務課（TEL 0985-26-7020）

歴史資料は大切に保存してください

今回の台風災害では、家屋や蔵などに大きな被害が発生しました。被災により家財などを破棄、処分することがあるとは思いますが、地域の歴史を伝えるような古文書、古い写真、農具、民具などは大切に保存していただきますようお願いします。

また、これらに関して整理や保存方法などでお困りの方がいましたら、椎葉民俗芸能博物館（TEL 68-7033）までご連絡ください。

災害義援金の受付について

椎葉村では、台風14号の災害義援金を次のとおり受け付けています。

【銀行振込】
銀行名：宮崎銀行　椎葉支店
口座情報：普通　9411
口座名義：シイバソンタイフウゴウサイガイギエンキン
椎葉村台風14号災害義援金
代表者　椎葉征雄（シイバユキオ）
※宮崎銀行以外の金融機関からの振り込みは別途手数料がかかります。

【郵便振込】
銀行名：椎葉村災害対策本部
口座情報：01700-4-24794

【現金書留】
〒883-1601
宮崎県東臼杵郡椎葉村
大字下福良1747-20
椎葉村役場　総務課　あて

※10月19日までは、郵便振込・現金書留送付に伴う郵便料金は無料となります。